

高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額

| 世帯                        | 後期高齢者医療<br>+介護保険 | 国民健康保険<br>+介護保険 |       |
|---------------------------|------------------|-----------------|-------|
|                           |                  | 70歳~74歳         | 70歳未満 |
| ▽現役並み所得者<br>(70歳以上)<br>*1 | 67万円             | 67万円            | 126万円 |
| ▽上位所得者<br>(70歳未満)<br>*2   |                  |                 |       |
| 一般                        | 56万円             | 56万円            | 67万円  |
| 低所得者Ⅱ<br>*3               | 31万円             | 31万円            | 34万円  |
| 低所得者Ⅰ<br>*4               |                  |                 |       |

- \*1 住民税の課税所得が145万円以上の世帯
- \*2 世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯
- \*3 住民税非課税世帯
- \*4 世帯全員が住民税の課税対象となる所得以下の世帯  
(年金収入のみの方は年金受給額80万以下)

●国民健康保険の資格異動は14日以内に届出を！  
届出期間（資格の異動から14日以内）を過ぎると給付が制限される場合があります。

高額医療

高額介護合算療養費制度

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために、平成20年4月から設けられた制度です。

世帯の1年間の医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度など）と介護保険の自己負担額（高額療養費と高額介護サービス費は差し引きます）を合計し、この制度の自己負担限度額を超えた場合、申請すると、その超えた額が各保険者で

配分され、対象者に払い戻されます。

自己負担限度額は世帯員の所得や年齢によって異なります

自己負担限度額は、世帯員の所得や年齢によって決まっています（左表参照）。年額を計算する1年間の期間は、毎年8月1日〜翌年7月31日です。

支給対象者へ通知を送付

国民健康保険、後期高齢

者医療制度に加入している人には、平成27年1月以降に世帯主などへ手続きの案内文書を送付します。ただし、平成25年8月から平成26年7月までの間に、他の市町村から転入した場合や、複数の医療保険（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度など）に加入していた場合は、送付できないことがあります。案内文書が届いたら、国民健康保険（市役所本館1階）で支給申請をしてください。申請時は、健康保険証、介護保険証、印鑑、療

養費の振込口座情報の控えが必要です。

\*被用者保険（社会保険など）に加入している人は、それぞれの医療保険に問い合わせを

\*平成26年7月31日現在加入している医療保険者に申請を

問い合わせ先

▽国民健康保険係  
国民健康保険係  
☎(36) 1363

▽国民健康保険  
後期高齢者医療係  
☎(36) 1348

▽介護保険課  
介護保険課  
☎(36) 4877



市から

平成27年度子ども子育て支援新制度利用者説明会

日時 10月19日(日) 午前10時~11時(予定)

会場 市役所北館1階・103会議室

内容 平成27年4月から開始する同制度の概要、保育所、幼稚園、認定こども園の利用手続きについて

対象 平成27年4月から保育所などの利用を検討している人

\*主に保育所、認定こども園の保育枠を利用する人向けの説明ですが、誰でも参加可。子どもの同伴可（託児なし）

\*事前申込不要  
\*説明会参加の有無による保育所、幼稚園、認定こども園への入所選考への影響はありません

問い合わせ先  
子ども育成課  
☎(36) 1214

母子家庭等日常生活支援と母子寡婦、父子福祉資金貸付

内容 技能習得のための通学や、疾病などで一時的に生活援助が必要になった場合、市が家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施。所得に応じた費用負担、事前登録

対象 母子、父子家庭と寡婦の市民  
母子福祉資金と父子福祉資金

内容 母子家庭と寡婦、父子家庭の生活の安定、経済的自立の助けや子どもの福祉の増進を図るため、県が修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸し付けを実施

対象 母子家庭の母か父子家庭の父、扶養されている児童、かつて母子家庭の母だった市民  
\*10月1日(水)から父子家庭も対象。詳細は市広報紙9月15日号で確認を

問い合わせ先  
子ども家庭課  
子ども家庭係  
☎(36) 1151

受け取り忘れのないよう、申請を！  
臨時福祉給付金と  
子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率引き上げによる負担を緩和するため、対象者には給付金が支給されます。対象者に該当する可能性のある人には、7月上旬に申請書を送っています。

臨時福祉給付金の支給申請

- 対象 平成26年度分の住民税が課税されていない人  
\*課税されている人の扶養親族や生活保護受給者は除く
- 支給額 1人につき1万円  
\*次の加算対象者は5,000円加算  
▽加算対象者=老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害手当などの受給者
- 申請受付締切日 平成27年1月5日(月)
- 問い合わせ先  
保健福祉政策課臨時福祉給付金担当  
☎(36)0675

子育て世帯臨時特例給付金の支給申請

- 対象 平成26年1月分児童手当受給者  
\*生活保護受給者は除く
- 支給額 児童1人につき1万円
- 申請受付締切日 平成27年1月5日(月)
- 問い合わせ先  
子ども家庭課子ども家庭係 ☎(36)1151

「臨時給付金」の振り込め詐欺や  
個人情報情報の詐取に注意してください

解体工事から産廃リサイクルまで!

建物解体

社名が  
変わりました!  
旧:田中土木工業(株)



eデザイン(株)  
宗像市東郷3丁目6番2号  
TEL 36-5187

リサイクルセンター  
宗像市石丸字羽廣148番2  
TEL 35-3522

http://edesign-inc.jp

E-mail info@edesign-inc.jp

住宅新築・リフォーム設計施工  
OKU 有限会社 奥井建設

TEL.0940-33-0953  
FAX.0940-33-5553

安らぎと癒しの空間を大切に...

★断熱・防音に優れた火災保険付き省エネ ECO 住宅  
「REPOSER(ルボゼ)」

住宅のリフォームは...

★増改築・水廻りなど大きなリフォームから小さな修繕まで  
★外構・エクステリア

詳しくはこちらへ!!

奥井建設 宗像市

検索

【本社】〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9丁目13-3

【URL】http://okui-ken.net 【E-mail】info@okui-ken.net